

令和6年度泉南市情報公開・個人情報保護制度運用状況

I. 情報公開制度の運用状況

1. 情報公開の請求

(1) 処理状況

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、115件の公開請求がありました。

公開請求に対する処理状況をみると、全部公開が13件、一部公開が66件、非公開が1件、不存在が30件、取下げが5件で、公開率は99%です。

実施機関別処理状況

実施機関名		請求 件数	請求 者数	処理状況				
				全部 公開	一部 公開	非公開	不 存在	取 下 げ
市長	行政経営部	11	1	1	4		6	
	総務部	10	3	3	5		2	
	市民生活環境部	10	6	2	5		2	1
	福祉保険部	6	2	2	1		1	2
	健康子ども部	3	3		2			1
	都市整備部	48	46		47			1
	小計	88	61	8	64		11	5
教育委員会		27	4	3	4	1	19	
合計		115	65	11	68	1	30	5

注) 公開率は、次の算出方法で行っています。

公開率＝（全部公開件数＋一部公開件数）

÷（請求件数－不存在件数－取下げ件数）×100

(2) 一部公開、非公開の適用条項

一部公開または非公開と決定した事例について、適用した条項は、下表のとおりです。

非公開及び一部公開件数		
条例第10条第1号	個人情報	9
条例第10条第2号	法人等の事業情報関係	5
条例第10条第3号	意思形成過程に係る情報	1
条例第10条第4号	事業執行過程に係る情報関係	1
条例第10条第5号	任意提供情報関係	
条例第13条	存否不応答	
条例第10条第1号及び第10条第2号		46
条例第10条第1号、第10条第2号及び第10条第4号		1
条例第10条第1号及び第10条第3号		2
条例第10条第1号及び第10条第4号		3
条例第10条第1号、第10条第4号及び条例第10条第5号		1

2. 不服申立て

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、2件の不服申立てがありました。処理内容は次のとおりです。

番号	請求 受付日	不服申立ての内容	実施機関名	処理
1	R6.11.18	泉南市情報公開に係る審査請求書	教育委員会	R7.4.16 審査会 R7.6.11 審査会答申 R7.7.16 棄却裁決
2	R7.1.16	泉南市情報公開に係る審査請求書	市長	R7.5.28 審査会 R7.7.11 審査会答申 R7.7.31 棄却裁決

3. 情報公開請求の内容等

情報公開請求の処理状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

番号	請求 受付日	請求の内容又は請求文書名	部課等	決定日	決定内容	非公開等適用情報	公開の方法	備考
1	R6.4.2	住居表示台帳の令和6年1月1日から令和6年3月31日までの更新分及び新築等受付簿の写し ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします。	市民生活環境部 市民課	R6.4.11	一部公開	10-1	写しの交付	
2	R6.4.4	いじめ以外の背景のある自殺についても調査対象とできる市長の附属機関を定めた条例	総務部 総務課	R6.5.2	全部公開		写しの交付	
3	R6.4.4	いじめ以外の背景のある自殺についても調査対象とできる泉南市教育委員会の附属機関を定めた条例	総務部 総務課	R6.5.2	全部公開		写しの交付	
4	R6.4.4	令和5年1月31日付け泉南総情第59-2号泉南市情報公開決定通知書で通知され情報公開された、「令和4年3月以降に教育委員会から報告を受けた中で、いじめ防止対策推進法第28条第1項に係る文書」から、 文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の基本調査報告と黒塗りされずに公開された「令和4年9月22日付け泉南教委指1409号『市立中学校生徒自死事案にかかる調査	総務部 総務課	R6.5.2	一部公開	10-1、10-3	写しの交付	

		について』を除いた文書。当該情報公開請求の日付が令和4年12月28日であることから、当該情報公開請求の対象となる文書は日付が令和4年3月から令和4年12月28日までの文書となることを申し添える。						
5	R6.4.4	令和5年8月3日付け泉南総情第46号泉南市情報公開決定通知書で通知され情報公開された、「調査の主体が、学校または学校の設置者（泉南市教育委員会）、調査組織が、市長部局の第三者委員会または市長の附属機関で、文書の日付が令和4年8月1日以降の、泉南市立中学校生徒自死事案における、いじめ防止対策推進法第28条第1項の調査に係る文書全て」から、文部科学省の「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の基本調査報告と、黒塗りされずに公開された「令和4年9月22日付け泉南教委指1409号『市立中学校生徒自死事案にかかる調査について』を除いた文書。	総務部 総務課	R6.5.2	一部公開	10-1、10-3	写しの交付	
6	R6.4.4	境界確定図	都市整備部 道路課	R6.4.11	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
7	R6.4.8	以下（）で囲った文書の起案決裁文書一式 （宛先が〇〇代理人の〇〇弁護士と〇〇弁護士で、日付が令和6年3月29日。そして差出人は	行政経営部 人権推進課	R6.4.19	全部公開		写しの交付	

		山本優真泉南市長で標題が「申入書の回答について」で、文書冒頭に「令和6年2月22日付で貴職より申し入れのあった件について、下記のとおり回答いたします。」と記載された文書。）						
8	R6. 4. 10	平成26年3月策定の泉南市いじめ防止基本方針 （注：令和5年7月25日付けの泉南市情報公開請求書において、教育長に同じ情報公開請求を行なった。 しかし、「令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号の文書」（添付文書）にて、当該情報公開請求に対して手交された「令和5年8月23日付け泉南教委指第1200号泉南市情報公開決定通知書」が、当該情報公開請求を受けて情報の公開を通知する書面ではないことが明らかとなったため再度同じ情報公開請求をする。）添付文書：令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号「行政不服審査法第22条第2項による通知について」の写し	教育委員会 指導課	R6. 5. 9	全部公開		写しの交付	
9	R6. 4. 10	令和4年度の日付で、泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例 第12条の（2）号に係る諮問書の写し。写しがなければ諮問書（案）でも良い。（注：令和5年7月25日付けの泉南市情報公開請求書において、教育長に同じ情報公開請求	教育委員会 指導課	R6. 5. 9	不存在	7-4		

		を行なった。しかし、「令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号の文書」（添付文書）にて、当該情報公開請求に対して手交された「令和5年8月23日付け泉南教委指第1196号泉南市情報非公開決定通知書」が、当該情報公開請求を受けて情報の非公開を通知する書面ではないことが明らかとなったため再度同じ件名で請求する。） 添付文書：令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号「行政不服審査法第22条第2項による通知について」の写し						
10	R6. 4. 10	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の保護者代理人に対して、同年8月23日、又は同年8月24日に提供したいじめ防止対策推進法第28条第1項に係る調査報告 （注：令和5年7月25日付けの泉南市情報公開請求書では、法第28条第1項の、「第1号」と「第2号」に分けて教育長に情報公開請求を行なった。しかし、「令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号の文書」（添付文書）にて、当該情報公開請求に対して手交された「令和5年8月23日付け泉南教委指第1193号泉南市情報非公開決定通知書」と「同第1194号泉南市情報非公開決定通知書」が、当該情報公開請求を受けて情報の非公開を通知する書面ではないことが明らかと	教育委員会 指導課	R6. 5. 9	不存在	7-4		

		なったため法第28条第1項との指定で再度で請求する。) 添付文書 令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号「行政不服審査法第22条第2項による通知について」の写し						
11	R6. 4. 10	平成29年3月時点の最新の泉南市いじめ防止基本方針を添付文書も含めて出してください。 (注：令和5年7月25日付けの泉南市情報公開請求書において、教育長に同じ情報公開請求を行なった。しかし、「令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号の文書」(添付文書)にて、当該情報公開請求に対して手交された「令和5年8月23日付け泉南教委指第1199号泉南市情報公開決定通知書」が、当該情報公開請求を受けて情報の公開を通知する書面ではないことが明らかとなったため再度同じ件名で請求する。) 添付文書：令和5年11月29日付け泉南教委指第1716号「行政不服審査法第22条第2項による通知について」の写し	教育委員会 指導課	R6. 5. 9	全部公開		写しの交付	
12	R6. 4. 10	令和4年6月8日に開催された泉南市いじめ問題対策委員会において、委員に配られたいじめ防止対策推進法第28条第1項で規定された調査に係る文書。	教育委員会 指導課	R6. 5. 9	不存在	7-4		

13	R6. 4. 10	令和3年度の日付の、泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第12条「(2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査審議に関すること」に係る諮問書の写し。写しがなければ諮問書(案)でも良い。	教育委員会 指導課	R6. 5. 9	不存在	7-4		
14	R6. 4. 10	令和3年9月から令和4年3月までの間に市長に報告されたいじめ防止対策推進法第30条第1項で規定されたいじめ重大事態発生の報告の文書。	行政経営部 秘書人事課	R6. 5. 30	不存在	7-4		期間延長
15	R6. 4. 10	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の令和3年9月から令和4年3月までの間に市長に報告されたいじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめ重大事態の調査結果の文書。	行政経営部 秘書人事課	R6. 5. 30	不存在	7-4		期間延長
16	R6. 4. 10	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の令和4年9月22日以降に市長に報告されたいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に係る文書。	行政経営部 秘書人事課	R6. 5. 30	一部公開	10-3	写しの交付	期間延長
17	R6. 4. 10	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の令和4年4月から同年9月21日までの間に市長に報告されたいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に係る文書。	行政経営部 秘書人事課	R6. 5. 30	不存在	7-4		期間延長

18	R6. 4. 10	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 4. 16	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
19	R6. 4. 10	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 4. 16	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
20	R6. 4. 26	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 5. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
21	R6. 4. 26	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 5. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
22	R6. 5. 1	泉南市財産区のうち〇〇番地を含む区域内で、令和2年3月以降、現在までに行われた解体工事及び道路開設工事、擁壁築造工事などすべての工事について、下記事項がわかる資料等。 1 工事の名称、2 工事の場所、3 工期、4 受注業者の名称	総務部 総務課	R6. 5. 30	一部公開	10-2	写しの交付	
23	R6. 5. 1	泉南市財産区のうち、〇〇番地を含む区域内で、令和2年3月以降、現在までに行われた解体工事及び道路開設工事、擁壁築造工事などの際、同区域内の住民に対して交付した金員の合計額及び同住民の世帯数に関する資料等。なお、交付先の住民及び交付額の金額があきらかにできる場合はその資料等を含む。	総務部 総務課	R6. 5. 30	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

24	R6. 5. 2	1. 日付が2024年2月22日付けで、差出人が〇〇代理人〇〇弁護士と〇〇弁護士で、宛先が泉南市長で、冒頭に「当職らは、2022年3月18日に自死した〇〇（以下「〇〇」といいます。）の事件を受け、貴市に対し下記のとおり申し入れます。」と記載があり、さらに申入れの理由に「（4）〇〇が自死を選択してしまった点で、上述した条例6条に基づく貴市の施策は不十分であったと言わざるを得ません。」と記載のある、泉南市秘書人事課の受付番号が第366号の申入書。 2. 件名1の申入書を受けて泉南市長が両弁護士に宛てた、令和6年3月29日付けで文書記号番号の記載がなく標題が「申入書の回答について」で、冒頭「令和6年2月22日付で貴職より申し入れのあった件について、下記のとおり回答いたします。」と書かれた文書。 注：件名2の文書が、「件名1の申入書の回答」と特定できるように、セットで出してください。	行政経営部 人権推進課	R6. 6. 27	一部公開	10-1	写しの交付	期間延長
25	R6. 5. 17	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 5. 27	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

26	R6. 5. 29	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 6. 5	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
27	R6. 5. 31	泉南市営りんくう公園整備等事業 事業契約書	都市整備部 住宅公園課	R6. 6. 25	一部公開	10-2	写しの送付	
28	R6. 5. 31	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の、令和4年4月から同年9月21日までの間に市長に報告された、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の文書すべて。 (注：いじめが背景に疑われない事案に対して行われた「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」の「基本調査」はいじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査に該当しないことを申し添える。)	行政経営部 秘書人事課	R6. 6. 28	不存在	7-4		
29	R6. 5. 31	令和4年3月18日に自死により亡くなられた中学生の、令和4年9月22日以降に市長に報告された、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の文書すべて。 (注：いじめが背景に疑われない事案に対して行われた「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」の「基本調査」はいじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査に該当しないことを申し添える。)	行政経営部 秘書人事課	R6. 6. 28	不存在	7-4		

30	R6. 5. 31	令和４年９月26日、泉南市議会定例会において議案第31号「泉南市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例の制定について」が原案可決され、当該条例第20条の泉南市いじめ再調査委員会の所掌事務に「児童・生徒がその生命または心身に著しく重大な被害を受けた事案に関する事項」が追加された。いじめ防止対策推進法が定めるいじめ重大事態以外にも、いじめが背景にない事案も泉南市いじめ再調査委員会で扱えるように、対象事案を広げたのである。この条例改正は、令和４年３月に自死により亡くなった生徒の調査を市長の附属機関で行うためのものであるから、立法事実として泉南市は当該事案の背景にいじめがなかったと認識していたと考えられる。泉南市がこの認識を持つに至った調査報告等の文書すべてを公開してください。	総務部 総務課	R6. 6. 28	不存在	7-4		
31	R6. 5. 31	令和５年１月27日付け泉南総第17号諮問書を受けて、「中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会」が令和６年５月28日に市長に提出した報告書（答申書）	総務部 総務課	R6. 7. 29	一部公開	10-1	写しの交付	期間延長
32	R6. 6. 6	令和4年3月に起きた泉南市立中学校の生徒の自殺を、いじめにより生じた疑いのない事案とし	教育委員会 指導課	R6. 7. 5	不存在	7-4		

		て、令和4年8月23日または同年8月24日に当該生徒の保護者代理人に提供した「子供の自殺が起きたときの背景調査」の基本調査報告の文書。						
33	R6. 6. 6	令和4年3月に起きた泉南市立中学校の生徒の自殺を、いじめにより生じた疑いのない事案として令和4年9月22日に泉南市長に報告した「子供の自殺が起きたときの背景調査」の基本調査報告の文書。	教育委員会 指導課	R6. 7. 5	不存在	7-4		
34	R6. 6. 6	令和5年1月31日付け泉南教委指第1774-2号泉南市情報公開決定通知書（添付文書1）で通知され情報公開された、令和4年9月22日付け泉南教委指1409号「市立中学校生徒自死事案にかかる調査について」（添付文書2）の文中に記載された「「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年文部科学省）に基づき、本調査報告を令和4年8月23日に当事者である当該生徒の保護者代理人に提供した」文書。 すなわち、いじめ防止対策推進法第28条第2項が規定する被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明のために令和4年8月23日に保護者代理人に提供した同法第28条第1項で規定された調査の文書。	教育委員会 指導課	R6. 7. 5	不存在	7-4		

35	R6. 6. 6	令和４年３月に起きた泉南市立中学校の生徒の自殺を、いじめにより生じた疑いのない事案として令和４年９月22日に泉南市教育委員会が泉南市長に報告した「子どもの自殺が起きたときの背景調査」の基本調査報告の文書。	行政経営部 秘書人事課	R6. 7. 5	不存在	7-4		
36	R6. 6. 17	泉南市自立支援協議会 市民委員公募及び選挙に関する要綱の決裁の写し	福祉保険部 障害福祉課	R6. 7. 5	全部公開		写しの交付	
37	R6. 6. 17	令和３年からの泉南市自立支援協議会の会議議事録	福祉保険部 障害福祉課	R6. 7. 5	一部公開	10-1	写しの交付	
38	R6. 6. 19	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 6. 24	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
39	R6. 6. 20	「令和４年３月18日に自死した中学生のいじめ防止対策推進法第28条第１項が規定する不登校重大事態」に対して学校が行った調査の文書全て。	教育委員会 指導課	R6. 7. 19	不存在	7-4		
40	R6. 6. 20	「令和４年３月18日に自死した中学生のいじめ防止対策推進法第28条第１項が規定する不登校重大事態」に対する学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定を行うための泉南市いじめ問題対策委員会開催の起案決裁文書。添付文書（配布資料等）は除く。	教育委員会 指導課	R6. 7. 19	不存在	7-4		
41	R6. 6. 20	「令和４年３月18日に自死した中学生のいじめ	教育委員会	R6. 7. 19	不存在	7-4		

		防止対策推進法第28条第1項が規定する不登校重大事態」に対する学校の設置者及び学校の対応の検証や再発防止策を、泉南市いじめ問題対策委員会に諮問した文書（諮問書）の写し。写しがなければ当該諮問書（案）でも良い。	指導課					
42	R6. 6. 20	令和4年3月に開催された泉南市いじめ問題対策委員会の会議で委員に配布された資料のうち、 「令和4年3月18日に自死した中学生が受けたいじめ」の調査または聞き取り（アンケート）の文書」（注：令和6年5月28日付け泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告書（要約版）34ページには、当該中学生が背中を殴られたことを学校はスキンシップと判断したとの記載がある。また当該中学生が1年生時の6月に、学校がアンケートを実施し、担当教員が記録したとの記載もある。 当該報告書に書かれたスキンシップと判断した記録や当該アンケートが、令和4年3月に開催された泉南市いじめ問題対策委員会で委員に配布されたのかを確認するため請求する。）	教育委員会 指導課	R6. 7. 19	不存在	7-4		
43	R6. 6. 20	令和4年3月に開催された泉南市いじめ問題対策委員会の会議で委員に配布された資料のう	教育委員会 指導課	R6. 7. 19	不存在	7-4		

		ち、「令和４年３月18日に自死した中学生の、いじめ防止対策推進法第28条第１項が規定する不登校重大事態に対して学校が行った調査」の文書すべて。						
44	R6. 6. 20	令和４年３月18日に自死した中学生の事案において、市の顧問弁護士がいじめの存否に係る事実関係について事実認定したことが書かれた文書。 (注：令和４年3月18日に自死した中学生の事案を受けて、令和４年４月13日に開催された「第５回調査委員会」に泉南市の顧問弁護士が参加している。また、同年８月24日の議員全員協議会で〇〇教育部長(当時)が、８月９日に市の顧問弁護士と情報を共有し、相談した旨を発言している。教育部長は「相談」としか発言していないが、当初より当該事案に対して教育部長は、いじめ防止対策推進法を基に対応すると発言していたことから、事実認定に長けた外部の専門家として市の顧問弁護士に、いじめの存否に係る事実関係について詳細な事実認定を依頼していたと考えられることから該当する文書を請求する)	教育委員会 指導課	R6. 7. 19	不存在	7-4		
45	R6. 6. 20	令和４年８月に開催された泉南市いじめ問題対	教育委員会	R6. 7. 19	不存在	7-4		

		策委員会の会議で委員に配布された資料のうち、以下の文書を公開してください。 1. 泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会で報告された「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の文書すべて。 2. 令和4年3月18日に自死した中学生の事案において、市の顧問弁護士がいじめの存否に係る事実関係について事実認定したことが書かれた文書。	指導課					
46	R6.6.20	「令和4年3月18日に自死した中学生のいじめ防止対策推進法第28条第1項が規定するいじめ重大事態」に対して同法第30条第3項の報告を行ったことがわかる文書。	総務部 総務課	R6.7.19	不存在	7-4		
47	R6.6.24	令和4年8月1日に開催された令和4年第1回泉南市教育委員会会議の臨時会における報告第2号 「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」の事案の 「いじめ防止対策推進法第30条第1項に係る文書である令和4年12月1日付け泉南教委指第1748号いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)」	教育委員会 指導課	R6.7.19	一部公開	10-1、10-4	写しの交付	
48	R6.6.24	令和4年8月1日に開催された令和4年第1回	教育委員会	R6.7.19	不存在	7-4		

		泉南市教育委員会会議の臨時会における報告第2号 「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」で配布された文書のうち、同年3月18日に亡くなった中学生のいじめ事案の文書。	指導課					
49	R6. 6. 28	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 7. 8	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
50	R6. 7. 1	住居表示台帳の令和6年4月1日から令和6年6月30日までの更新分及び新築等受付簿の写し ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします。	市民生活環境部 市民課	R6. 7. 23	一部公開	10-1	写しの交付	
51	R6. 7. 4	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 7. 11	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
52	R6. 7. 5	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 7. 11	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
53	R6. 7. 17	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 7. 24	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
54	R6. 7. 30	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 8. 2	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
55	R6. 8. 5	<u>①2024年1月1日から2024年6月30日までに付定の</u> <u>あった泉南市住居表示に関する条例第3条・同規</u>	市民生活環境部 市民課	R6. 8. 27	一部公開	10-1	写しの交付	

		<u>則に基づく住居表示実施地区の新築届、附番通知書等、新設物件の付定日（受付日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図</u> ②上記の情報を含むGISデータ（shapeデータ等）。						
56	R6.8.5	①2024年1月1日から2024年6月30日までに付定のあった泉南市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、附番通知書等、新設物件の付定日（受付日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 <u>②上記の情報を含むGISデータ（shapeデータ等）。</u>	市民生活環境部 市民課	R6.8.27	不存在	7-4		
57	R6.8.7	境界確定図	都市整備部 道路課	R6.8.14	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
58	R6.8.21	令和4年12月22日に開催された泉南市いじめ問題対策委員会の起案決裁文書一式。	教育委員会 指導課	R6.9.20	全部公開		写しの交付	
59	R6.8.21	泉南市長の第三者委員会に対する泉南市長の令和5年1月27日付け泉南総第17号諮問書には、「泉南市教育委員会（以下、「市教委」とい	教育委員会 指導課	R6.9.20	不存在	7-4		

		う。)は3月22日、当該生徒が亡くなれたことを把握し、調査を開始した。」という記述とともに、「3月22日以降、中学校は自死が疑われる案件として、国が定める「子どもの自死が起きたときの背景調査の指針」(原文ママ)に基づき基本調査を行い、4月に市教委に提出した。」との記述もあることから、当該事案に対しては、当該中学校が行った基本調査とは別に、教育委員会が3月22日から調査を行っていたと思われる。 この3月22日から教育委員会が行っていた調査が、いかなる法令に基づく調査なのかわかるように、当該調査について定めた法令が記載された文書を出してください。						
60	R6. 8. 21	以下の調査組織である「調査委員会」がいかなる法令に基づいた調査をする組織なのかわかるように、「調査委員会」の根拠となる法律、条例等が書かれた文書を出してください。 令和4年7月25日の教育委員会定例会会議録によると、教育部長が教育委員会委員(教育委員)に「7月21日の泉南市議会議員全員協議会でご説明した資料をそのまま使わせていただいておりますことをご了承ください」と断った上で当該事案の説明をしているので、教育委員会委員に配	教育委員会 指導課	R6. 9. 20	不存在	7-4		

		布された資料は同年7月21日の議員全員協議会の資料と同じものと思われる。その資料のうちの[追加資料]について、「調査委員会が調査をしてきた経緯」を挙げていると教育部長が述べていることから、当該資料に記載の「調査委員会」はなんらかの調査を行う調査組織である。						
61	R6. 8. 21	令和4年7月21日開催の議員全員協議会の資料には、「調査委員会」の参加者が3ページに記載されている。また、[追加資料]には開催日ごとの情報が記載されている。 この「調査委員会」の会議に関係機関として泉南市いじめ問題対策委員会が参加した日の参加者一覧を出してください。 (注:議員全員協議会の資料を作成するにあたり、「調査委員会」を開催した時の記録を参照したと思われます。調査委員会の会議録、メモ等、なんでもいいので調査委員会に泉南市いじめ問題対策委員会、あるいは泉南市いじめ問題対策委員会の委員が参加したことがわかる文書を出してください)	教育委員会 指導課	R6. 9. 20	不存在	7-4		
62	R6. 8. 21	令和6年5月28日付け泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告書(答申書)には「令和4年3月18日、泉南市在住の中学1年生の当該児童が同	教育委員会 指導課	R6. 9. 20	不存在	7-4		

		市内において自死により命を落とすという大変痛ましい事件が発生した。 これについて、泉南市立（黒塗り）中学校は「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(文部科学省)に基づいて背景調査を行い」と記されている。 当該中学校が行った背景調査のうち、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」が定める「詳細調査」の文書、すなわち組織を設けての調査の文書を全て出してください。						
63	R6. 8. 21	泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会では、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。市長部局の公文書の中で、当該事案のいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に係る文書 (注:泉南市教育委員会に対して同じ内容の情報公開請求を行い、その処分に対して行政不服審査法に基づき審査請求を行ったところ、裁決書の趣旨を尊重した、別の処分が行われた。 つまり、別の文書が情報公開された。当該調査は未だ終了していないことから、市長部局に当該調査の文書が存在するのか確かめるために、再度同じ内容で請求する。)	行政経営部 秘書人事課	R6. 9. 17	一部公開	10-1、10-4	閲覧	

64	R6.9.2	境界確定図	都市整備部 道路課	R6.9.9	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
65	R6.9.13	境界確定図	都市整備部 道路課	R6.9.19	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
66	R6.9.20	境界確定図	都市整備部 道路課	R6.9.27	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
67	R6.9.25	第13次泉南市子どもの権利条例委員会報告	健康子ども部 子ども政策課	R6.10.4	一部公開	10-1	写しの交付	
68	R6.9.25	泉南市教育委員会会議令和4年第1回臨時会では、報告第2号として「泉南市立学校におけるいじめ事案に係る重大事態について」報告されている。市長部局の公文書の中で、当該事案のいじめ防止対策推進法第30条第1項で規定されたいじめ重大事態発生の報告の文書。	行政経営部 秘書人事課	R6.10.17	一部公開	10-1、10-4	写しの交付	
69	R6.9.26	指定管理（体育館）にかかる文章、選定にかかる関係書類	教育委員会 生涯学習課	R6.10.25	一部公開	10-1、10-2	写しの送付	
70	R6.9.26	<u>市総合福祉センターの指定管理における（通称）リルパの使用における管理内容変更がわかる募集要項</u> <u>駐車台数を決めた理由（約50→80台）、指定管理事業にかかる選定委員会（人数）、最終点数表、リルパの利用料を決めた条例に基づく決裁</u>	福祉保険部 長寿社会推進課		取下げ			

		伺の写（理由をのせたもの）						
71	R6. 9. 26	市総合福祉センターの指定管理における（通称）リルパの使用における管理内容変更がわかる募集要項 駐車台数を決めた理由（約50→80台）、指定管理事業にかかる選定委員会（人数）、最終点数表、 <u>リルパの利用料を決めた条例に基づく決裁伺の写（理由をのせたもの）</u>	健康子ども部 家庭支援課		取下げ			
72	R6. 10. 3	下記案件の金入り設計書（内訳書、代価表）および関係する積算資料（単価・積算基準書以外で引用された資料などで公開可能なもの）の公開を請求します。 開札日：令和6年7月25日 案件名：馬場・信達牧野他地区污水管渠設計業務委託	都市整備部 下水道課	R6. 10. 29	一部公開	10-4	写しの送付	
73	R6. 10. 7	別紙の（仮称）泉南中央公園用地活用事業の経過の各決裁書	都市整備部 都市政策課	R6. 10. 23	一部公開	10-2	写しの交付	
74	R6. 10. 7	別紙のとおり「乳幼児の遊びの広場」事業の経過の決裁書	福祉保険部 長寿社会推進課	R6. 11. 6	全部公開		写しの交付	
75	R6. 10. 7	別紙のとおり「乳幼児の遊びの広場」事業の経過の決裁書	福祉保険部 長寿社会推進課	R6. 11. 6	不存在	7-4		

76	R6. 10. 8	市内の墓地の所在地・面積・管理者が分かる書類一式	都市整備部 環境整備課		取下げ			
77	R6. 10. 11	住居表示台帳の令和6年7月1日から令和6年9月30日までの更新分及び新築等受付簿写し ※町名・街区符号が分かるように複写していただくようお願いします。	市民生活環境部 市民課	R6. 10. 28	一部公開	10-1	写しの送付	
78	R6. 10. 25	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 10. 31	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
79	R6. 11. 7	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 11. 11	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
80	R6. 11. 12	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 11. 14	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
81	R6. 11. 18	泉南市が契約者となり、保険料（契約金額）が3万円以上の損害保険証券（証券添付の特約書または明細書を含む）の写しと担当課。 ※約款は不要です （保険期間の初日が令和5年9月1日から令和6年8月31日までのもの） ※希望保険種類の詳細につきましては別紙をご参照ください。ご連絡、ご質問は可能な限りメールにてお願いいたします。	教育委員会 教育総務課	R6. 12. 17	一部公開	10-2	写しの送付	
82	R6. 11. 18	泉南市が契約者となり、保険料（契約金額）が3	総務部	R6. 12. 17	全部公開		写しの送付	

		万円以上の損害保険証券（証券添付の特約書または明細書を含む）の写しと担当課。 ※約款は不要です （保険期間の初日が令和5年9月1日から令和6年8月31日までのもの） ※希望保険種類の詳細につきましては別紙をご参照ください。ご連絡、ご質問は可能な限りメールにてお願いいたします。	総務課					
83	R6. 11. 18	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 11. 22	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
84	R6. 11. 27	境界確定図	都市整備部 道路課	R6. 12. 3	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
85	R6. 11. 28	・ 泉南りんくう公園なみはやグランド管理運営基準 ・ 泉南りんくう公園なみはやグランド管理等協定書	教育委員会 生涯学習課	R6. 12. 12	一部公開	10-2	写しの交付	
86	R6. 12. 6	泉南市教育委員会は、 令和5年5月11日付け泉南教委指第708号 「いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく調査の実施について（諮問）」の諮問書を泉南市いじめ問題対策委員会に提出して、諮問を行っている。 当該諮問に対する答申書を公開してください。	教育委員会 指導課	R6. 12. 27	非公開	10-1、10-4、10-5		

87	R6.12.11	境界確定図	都市整備部 道路課	R6.12.16	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
88	R6.12.25	泉南市認定こども園施設補助金 実績報告一式 （契約内訳明細書・最終変更契約書、設計図書、工程表、工事設計監理内訳書等を含む。データで提出されている場資料等については、データまたは拡大印刷したもの。） 令和5年7月7日付泉南市認定こども園施設整備費補助金協議書 一式 入札結果報告書 一式 令和4年11月21日付令和4年度泉南市認定こども園施設整備費補助金協議書 一式 令和6年3月31日付令和5年度就学前教育・保育施設整備交付金の事業実績報告 一式	健康子ども部 保育子ども課	R7.2.21	一部公開	10-1、10-2、10-4	写しの交付	期間延長
89	R6.12.26	境界確定図	都市整備部 道路課	R7.1.8	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
90	R7.1.8	境界確定図	都市整備部 道路課	R7.1.14	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
91	R7.1.20	1. 住居表示台帳 2件 泉南市樽井7丁目27 泉南市樽井7丁目34 2. 街区配置図 1件 泉南市樽井7丁目	市民生活環境部 市民課	R7.1.31	全部公開		写しの送付	

92	R7. 1. 21	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 1. 23	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
93	R7. 1. 22	泉南市樽井四丁目7街区・9街区の住居表示台帳	市民生活環境部 市民課	R7. 1. 31	全部公開		写しの送付	
94	R7. 1. 27	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 1. 30	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
95	R7. 1. 30	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 2. 6	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
96	R7. 1. 30	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 2. 6	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
97	R7. 1. 30	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 2. 5	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
98	R7. 1. 31	<u>2024年7月1日から2024年12月31日までに付定の あった泉南市住居表示に関する条例第3条・同規 則に基づく住居表示実施地区の新築届、附番通 知書等、新設物件の付定日（受付日）・町名・ 住居番号・地番の明記されている資料と該当の 住居表示台帳又は位置図</u> 上記の情報を含むGISデータ（shapeデータ 等）。	市民生活環境部 市民課	R7. 2. 27	一部公開	10-1	写しの送付	

99	R7. 1. 31	2024年 7 月1日から2024年12月31日までに付定のあった泉南市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、附番通知書等、新設物件の付定日（受付日）・町名・住居番号・地番の明記されている資料と該当の住居表示台帳又は位置図 <u>上記の情報を含むGISデータ（s h a p e データ等）。</u>	市民生活環境部 市民課	R7. 2. 27	不存在	7-4		
100	R7. 2. 4	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 2. 13	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
101	R7. 2. 12	泉南市総合交流拠点施設 指定管理者 現行の募集要項、仕様書、指定管理者選定採点結果・選定理由、現行指定管理者が公募時に提出した提案書（企画書）・プレゼンテーション資料一式、直近の収支実績収支実績表・施設利用率実績・事業報告書	市民生活環境部 産業振興課		取下げ			
102	R7. 2. 13	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 2. 19	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
103	R7. 2. 21	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 2. 27	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

104	R7. 2. 26	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 3. 4	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
105	R7. 3. 3	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 3. 6	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
106	R7. 3. 6	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 3. 11	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
107	R7. 3. 10	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 3. 13	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
108	R7. 3. 11	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 3. 13	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
109	R7. 3. 11	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 3. 18	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
110	R7. 3. 17	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 3. 19	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
111	R7. 3. 24	令和4年8月23日付け泉南市福祉保険部障害福祉課長から〇〇代表者宛てに事実確認の結果について（通知）がなされた（泉南障第1251号）。 当該事実認定に至った経緯、調査方法、調査記録、認定基準等、虐待に関する資料を全て請求いたします。	福祉保険部 障害福祉課		取下げ			

112	R7. 3. 26	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 4. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
113	R7. 3. 27	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 4. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
114	R7. 3. 28	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 4. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	
115	R7. 3. 28	境界確定図	都市整備部 道路課	R7. 4. 1	一部公開	10-1、10-2	写しの交付	

Ⅱ．個人情報保護制度の運用状況

1．個人情報開示等の請求

処理状況

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、5件の開示請求がありました。訂正、削除、目的外利用等の中止の請求はありませんでした。

開示請求に対する処理状況をみると、全部開示が3件、一部開示が1件、非開示が0件、不存在が1件、取下げが0件で、開示率は100%となっています。

実施機関別処理状況

実施機関名		請求 件数	請求 者数	処理状況				
				全部 開示	一部 開示	非開示	不存在	取下げ
市長	福祉保険部	3	2	3				
	健康子ども部	1	1				1	
	小計	4	3	3			1	
教育委員会		1	1		1			
合計		5	4	3	1		1	

注) 開示率は、次の算出方法で行っています。

開示率＝（全部開示件数＋一部開示件数）

÷（請求件数－不存在件数－取下げ件数）×100

2．不服申立て

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において、不服申立てはありませんでした。

3. 個人情報開示等の請求内容等

個人情報保護制度開示請求処理状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

番号	請求 受付日	請求の内容又は請求文書名	部課等	決定日	決定内容	非公開等適用情報	公開の方法	備考
1	R6.6.3	特別手当に関するもの 特別障害 者手当の診断書	福祉保険部 障害福祉課	R6.6.7	全部開示		写しの交付	
2	R6.6.24	身体障害者手帳の診断書	福祉保険部 障害福祉課	R6.6.27	全部開示		写しの交付	
3	R6.6.28	身体障害者手帳の診断書	福祉保険部 障害福祉課	R6.7.5	全部開示		写しの交付	
4	R6.12.5	予防接種記録	健康子ども部 保健推進課	R6.12.12	不存在	82-2		
5	R7.3.24	令和6年11月15日に発生した○ ○学校○年○組におけるいじめ報 告書等、関係する資料	教育委員会 指導課	R7.4.24	部分開示	78-1-2	写しの送付	